

2024年11月26日

被保険者各位

帝国ホテル健康保険組合

マイナ保険証の利用と今後の対応について

被保険者の皆様にはいつも健康保険組合の事業運営にご協力をいただき、誠に有難うございます。マイナ保険証の利用と今後の対応についてお知らせ致します。

厚生労働省保険局通知を受け、2024年12月2日以降、健康保険の医療機関等による**本人の資格確認は原則、「マイナ保険証」に移行**されます。

当健保に加入する被保険者、被扶養者のみなさまは、以下の対応をご確認ください。

◆「マイナ保険証」をお持ちの方

- ・医療機関、薬局等に設置しているカードリーダーに「マイナ保険証」を提示し、顔認証もしくは暗証番号入力で資格確認（受付）をしてください。

【メリット】

- ① 過去の健診情報・お薬情報のデータを参考にしたよりよい医療の提供
- ② 高額療養費の限度額申請書の申請が不要
- ③ マイナポータルで確定申告時に医療費控除の申請が可能

※なお、従来通り現在の「健康保険証」でも受付ができます。

◆「マイナ保険証」をお持ちでない方

- ・現在の「健康保険証」は、2025年12月1日迄有効です。
従来通り、「健康保険証」を医療機関、薬局等に提示して受付をしてください。

- ・「健康保険証」の有効期限が切れる前の2025年11月を目途に、健康保険組合が現在の「健康保険証」に代わる「資格確認書」を一斉交付致します。

(ご本人からの申請は必要ありません)

※【参考】マイナンバーカードの「マイナ保険証」の紐づけ方法 別途添付

■問合せ先：帝国ホテル健康保険組合 内線：4070、直通：03-3591-8959

以上